

社団法人 全国都市清掃会議表彰規則

昭和 52 年 3 月 31 日 理事会決定

昭和 58 年 10 月 27 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この規則は、社団法人全国都市清掃会議（以下「本会」という。）が清掃事業の普及発展及び本会の事業に貢献し特に功績顕著な者等に対して行う表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰基準)

第 2 条 本会は、次の各号の一に該当するものを表彰する。

- (1) 清掃事業の普及発展及び本会の事業に貢献し、特に功績顕著であった者
- (2) 清掃事業について有益な研究、発明又は著作をした者、優秀な論文を本会機関誌に発表した者及び我が国清掃事業を海外に宣揚した者
- (3) 清掃事業に永年従事し、勤務成績が優秀な者

(表彰の種別)

第 3 条 表彰は、次の区分により行う。

- (1) 前条第 1 号に該当する者にあつては、功労賞
- (2) 前条第 2 号に該当する者にあつては、有効賞
- (3) 前条第 3 号に該当する者にあつては、勤続賞

(表彰)

第 4 条 表彰は、会長が通常総会又は各地区協議会総会において行う。

2 被表彰者には、表彰状を授与し、あわせて記念品を贈呈する。

3 被表彰者の氏名は、本会の機関誌に発表する。

(表彰審査委員会)

第 5 条 本会に表彰審査委員会を置く。

2 表彰審査委員会は、会長の付託を受けて表彰候補者を審査、決定するほか、必要な事項を審議する。

3 会長は、必要があると認めるときは、前項に定める付託を行う前に、表彰審査委員会以外の委員会の意見を求めることができる。

(補則)

第 6 条 この規則を施行するために必要な事項は、表彰審査委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規則は、昭和 58 年 10 月 27 日から施行する。

2. 表彰規則取扱要綱（昭和 52 年 10 月 25 日理事会決定）は、廃止する。